

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和7年度ダイオキシン類大気環境調査業務

2 業務の目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気のだいおきしん類による汚染の状況の調査（試料採取・分析・報告書作成）を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

（1）調査対象物質

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル）

（2）調査地点等

調査区分	試料採取地点 （1地点）	調査時期 （2回）※ 1	調査内容
一般環境調査	坂出市教育会館屋上 （香川県坂出市久米町一丁目18番20号）※2	7～8月 ※	試料、トラベルブランク（3試料）、二重測定
		12～1月 ※	試料

※1 具体的な日程・作業時間は委託者（以下「香川県」という。）が坂出市教育会館（以下「会館」という。）管理者及び受託者と調整の上で決定する。受託者は、事前に日程表（案）を作成して提出すること。また、採取日の天候等により7日間連続で通常の状態での採取が実施できないと見込まれる場合は、香川県と協議のうえ、日程を変更して対応しなければならない。

※2 二階建て建屋、外階段及び垂直梯子にて採取機器を搬入すること。

（3）調査方法等

試料採取及び分析方法等は、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月改訂 環境省）によるものとし、試料採取方法は、100L／分程度の中流量で7日間の連続採取を行う1週間サンプリング手法とする。

精度管理のため、上記（2）のとおり、トラベルブランク測定（3試料）及び二重測定を実施する。

試料採取及び分析業務における留意事項は次のとおり。

〔試料採取〕

- ① 試料採取に必要な機器及び消耗品の準備は受託者が行う。受託者は必要に応じて試料採取前に採取場所を事前確認し、採取に梯子、脚立、足場等が必要と思われる場合にはそれらを準備すること。なお、試料採取地点における電源の確保は香川県が会館管理者に依頼する。
- ② 試料採取場所での作業は会館の開放日時（通常、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に行うこと。
- ③ 受託者は、採取期間中に 1 回以上、採取装置の稼働状況を確認すること。
- ④ 試料採取時（開始時、③の稼働状況の確認時、終了時）の状況を写真に記録しておくこと。
- ⑤ 適切に 7 日間の連続採取ができなかった場合や、試料に異常があった場合は、速やかに香川県に連絡し、受託者の負担において、その指示（試料の再採取を含む。）に従うこと。
- ⑥ 試料採取後は速やかに機材を撤去すること。

〔分析業務〕

- ① 採取試料、二重測定試料及びトラベルブランクは、搬入時に試料の状況を確認した後、速やかに分析を実施すること。分析を開始するまでの間は、試料の汚染や揮散が起こらない状態で保管すること。
- ② 試料搬入時の確認において、分析に影響を及ぼす破損や汚染等の異常があった場合は、速やかに香川県に連絡し、受託者の負担において、その指示（試料の再採取を含む。）に従うこと。
- ③ 検査記録簿を整備し、分析結果を記録保存すること。この場合、測定値等分析過程における数値も併せて記録しておくこと。
- ④ 下表の検出下限及び定量下限を目安に分析条件を調整するものとする。

単位：pg/m ³	検出下限	定量下限
TeCDD、TeCDF	0.002	0.007
PeCDD、PeCDF	0.002	0.007
HxCDD、HxCDF	0.004	0.01
HpCDD、HpCDF	0.004	0.01
OCDD、OCDF	0.006	0.02
Co-PCBs	0.006	0.02

- ⑤ 分析時の状況を写真に記録しておくこと。
- ⑥ 環境基準値の 0.5 倍を超過する値が検出された場合、異性体割合などに明らかな異常が見られた場合、及び値が得られなかった場合は、速やかに香川県に連絡すること。なお、分析工程を原因とする異常の場合は、受託者の負担において、再採取及び再分析等香川県の指示に従うこと。

（４）トラベルブランク、二重測定

7 月～8 月の調査時に 3 試料以上のトラベルブランク試験を行い、その結果の平均値を求めることで、測定値の補正を行うこと。（詳細は「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」を参照のこと。）また、精度管理のための二重測定を行うこと。

トラベルブランク値の測定、二重測定、その他精度管理に係る測定等で測定値の信頼性に問題

があるときは、香川県と協議し、受託者の負担において、その指示（試料の再採取及び再分析を含む。）に従うこと。

（５）査察等

香川県は、試料採取への立会い、分析施設への立入、関係帳簿類等の提示を予告なしに求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

受託者が不適切な試料採取、分析を行っていると思われる場合は文書で改善又は再検査を指示するものとし、受託者はこれに誠実に対応するものとする。この場合の再検査等に必要な費用は受託者の負担とする。ただし、契約違反と認められる事案が生じたときは契約の一部又は全部を解除する。

（６）結果報告書の提出

①提出物

次の事項について取りまとめた報告書を作成し、提出すること。

（ア）試料採取・分析記録（写真を含む。）

（イ）分析結果表（検量線の情報、回収率の結果、クロマトグラム、定量下限値及び検出下限値を含む。）

- ・ 試料
- ・ トラベルブランク
- ・ 二重測定

（ウ）毒性等価換算濃度計算結果

- ・ 試料
- ・ トラベルブランク
- ・ 二重測定

（エ）香川県が提供する「ダイオキシン類環境測定結果報告システム（大気）」（エクセルファイル）により、全２回の測定結果等を取りまとめた電子媒体

②提出期限及び部数

〔７月～８月採取分調査結果〕

部数：報告書（７月～８月採取試料に係る上記①ア、イ、ウ 各Ａ４版） 各１部

期限：令和７年１０月３１日

〔１２月～１月採取分調査結果〕

部数：報告書（１２月～１月採取試料に係る上記①ア、イ、ウ 各Ａ４版） 各１部

電子媒体（上記①エ） 電子メールによる提出

期限：令和８年３月１９日

５ 支払条件

分析結果の報告書を提出し、検査に合格した後、報告毎に委託料を請求するものとする。

6 その他

(1) 疑義

検査結果に疑義が生じた場合はその都度協議を行うものとする。

(2) 精度管理

ダイオキシン類の環境測定における的確な精度管理を行うため、環境省の「ダイオキシン類の環境測定における精度管理指針」（平成 22 年 3 月 31 日改訂版 環境省）に定められた事項を実施すること。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項については、香川県と受託者で双方協議して定めるものとする。